

改正

平成19年3月30日訓令第5号

平成20年1月18日訓令第1号

平成21年8月7日訓令第23号

只見町一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭で育児している保護者の育児疲れ解消、急病、冠婚葬祭又は断続的勤務等により一時的に家庭での育児が困難となった場合に対応するため、保育所において一時預かりの保育を実施することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施保育所)

第2条 一時預かりを実施する保育所は、只見町保育所（以下「保育所」という。）とする。

(対象児童)

第3条 一時預かり事業の対象児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による措置の対象にならない只見町内に住所を有する満2歳以上の就学前児童で次のいずれかに該当する児童（以下「対象児童」という。）とする。

(1) 非定型的預かりサービス事業（曜日指定預かり）の対象児童

保護者の勤務形態等により、断続的に家庭での保育が困難となる児童

(2) 緊急預かりサービス事業の対象児童

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により、緊急一時的に保育が必要となる児童

(3) 私的理由預かりサービス事業の対象児童

保護者の育児等に伴う心理的及び肉体的負担の解消、その他の私的理由により一時的に家庭での保育が困難となる児童

2 前項各号に掲げる一時預かりの利用限度日数は、第1号にあっては原則として週3日以内、第2号にあっては月7日以内及び第3号にあっては月2日以内とする。

(定員及び保育時間)

第4条 一時預かりの定員及び保育時間は、次のとおりとする。

(1) 定員 1日当たりの利用児童数は、保育所の定員の15パーセント以内とする。

(2) 保育時間 保育所開所日の午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、特別の理由があると保育所長が認めたときは必要に応じあらかじめ町長の許可を得てこれを変更することができる。

(申請等)

第5条 一時預かりを利用しようとする保護者は、利用する日の3日前までに、町長に一時預かり申請書兼保育児童台帳(第1号様式)により申請しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その都度申し出ることができる。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、その可否を決定し、一時預かり決定通知書(第2号様式)又は一時預かり却下通知書(第3号様式)により保護者へ通知するものとする。

(費用負担)

第6条 前条の規定により決定通知を受けた児童の保護者は、次のとおり事業に要する費用の一部を負担するものとする。ただし、保育時間が午前のみ又は午後のみの場合は半額とする。

- (1) 対象児童が3歳未満の場合1人につき日額 1,600円(完全給食)
- (2) 対象児童が3歳以上の場合1人につき日額 600円(補助給食)
- (3) 対象児童の保護者が生活保護世帯に属する場合は無料とする。

(辞退の届出)

第7条 一時預かり利用の決定を受けた保護者は、一時預かりを利用する必要がなくなったときは、一時預かり利用辞退届出書(第4号様式)を速やかに町長に提出しなければならない。

(利用の取消等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 対象児童が一時預かりの利用対象となくなったとき。
- (2) 対象児童が疾病その他の理由により、一時預かりによる保育が不適當となったとき。
- (3) 当該所長が行う保育上の指示に従わないとき。
- (4) その他町長が必要と認めるとき。

(報告書等)

第9条 保育所長は、毎月10日までに一時預かり利用状況報告書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月18日訓令第1号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月7日訓令第23号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の只見町一時預かり事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第9条関係）